

## 指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、指定公金事務取扱者を下記のとおり指定しました。

### 記

#### 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア 12 階  
弁護士法人ライズ綜合法律事務所 代表社員 田中 泰雄

#### 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の種類

水道料金、下水料金、下水道事業受益者負担金

#### 3 指定公金事務取扱者に指定した日及び公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日